

## 扶養状況届

健 保 欄	常務理事	事務長	担当

### 扶養状況届(『「健康保険被扶養者資格調査(検認)」追加書類提出のお願い』用)

この状況届は、健康保険法第197条第2項に基づき提出が求められている「被扶養者（異動）届」の記載内容について、通達（保発0829第2号 平成30年8月29日）や国の指導に基づき厳正な判断を行うために提出をいただきます。

なお、申請者される方が75歳以上（重度の障害等の場合には65歳以上）の場合には後期高齢者医療制度に、被保険者との生計維持関係（法3条7項各号）が認められない場合には国民健康保険にご加入頂くこととなりますので、ご注意ください。

『「健康保険被保険者資格調査(検認)」追加書類提出のお願い』の「1. 不足書類該当者及び必要書類」-「必要書類の内容」に記載された文面に対する回答を記載して下さい。


この届出に記入した内容は事実と相違なく、変更および訂正はいたしません。

認定以降、被扶養者の月収が108,333円(60歳以上または障害年金受給者は150,000円)を恒常的に超えることが予想される場合(または超えた場合)は、速やかに減員手続きをいたします。

また、記入内容に虚偽等が判明した場合は、認定日に遡って資格の取消、ならびに保険給付や補助金等に対する返還請求があっても、一切の異議申立をいたしません。

三菱UFJ証券グループ健康保険組合 理事長殿

令和 年 月 日

被保険者氏名： \_\_\_\_\_ 印